

人事行政の運営等の状況

令和6年12月

大 竹 市

目 次

1	総括	1
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	2
3	一般行政職の級別職員数等の状況	3
4	職員の手当の状況	5
5	特別職の報酬等の状況	9
6	職員数の状況	10
7	職員の人事評価の状況	12
8	公営企業職員の状況	13
9	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	19
10	職員の休業に関する状況	22
11	職員の分限及び懲戒処分の状況	22
12	職員のサービスの状況	23
13	職員の研修の状況	23
14	職員の福祉及び利益の保護の状況	23
15	公平委員会の業務の状況	24

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

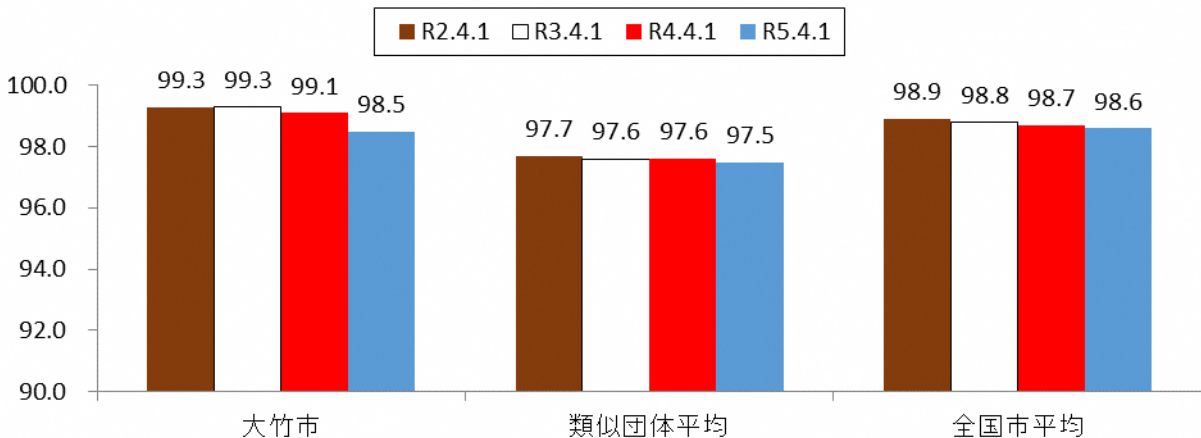
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参 考) 令和4年度 の人件費率
令和 5年度	人 25,741	千円 16,770,350	千円 280,351	千円 2,703,918	% 16.1	% 15.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和 5年度	人 268	千円 1,035,230	千円 192,284	千円 430,181	千円 1,657,695	千円 6,185

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与額は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（一般行政職）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 給料表について、国の見直し内容に準じて平均2%の引下げ。給料表の改定に伴い、給料月額の下がる職員については、当分の間、経過措置（現給保障）を実施しました。

② 地域手当の見直し

国の基準に準じて支給しています。

③ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国に準じて見直しを実施しています。(平成 27 年 4 月 1 日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大 竹 市	43.3 歳	335,480 円	395,676 円	360,248 円
広 島 県	43.2 歳	330,092 円	408,535 円	368,685 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円

② 技能業務職

区 分	公務員				平均給与月額 (国比較ベース)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	
大 竹 市	52.9 歳	6 人	342,350 円	353,356 円	347,517 円
うち給食調理員	52.9 歳	6 人	342,350 円	353,356 円	347,517 円
広 島 県	—	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円

③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大 竹 市	40.1 歳	321,779 円	389,086 円	354,408 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 6 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、特殊勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当などの実費弁償的又は実績支給であるものを除いた給与)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		大 竹 市	広 島 県	国
一般行政職	大学卒	200,400円	205,537円	196,200円
	高校卒	170,900円	173,729円	166,600円
消 防 職	大学卒	200,400円	—	—
	高校卒	170,900円	—	—
技能業務職	高校卒	166,600円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	274,189円	360,060円	381,600円	400,425円
	短大卒	*	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
消 防 職	大学卒	—	*	*	—
	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	*	—	—	—
技能業務職	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

(注) 1 職員として採用され、引き続き勤務している職員の、おおむね10年、20年、25年、30年経過後の平均給料月額を表しています。

2 「—」は、該当する職員がない場合です。

3 「*」は、該当者が2人以下であり、かつ近似の階層の職員もいないため、公表を差し控えたものです。

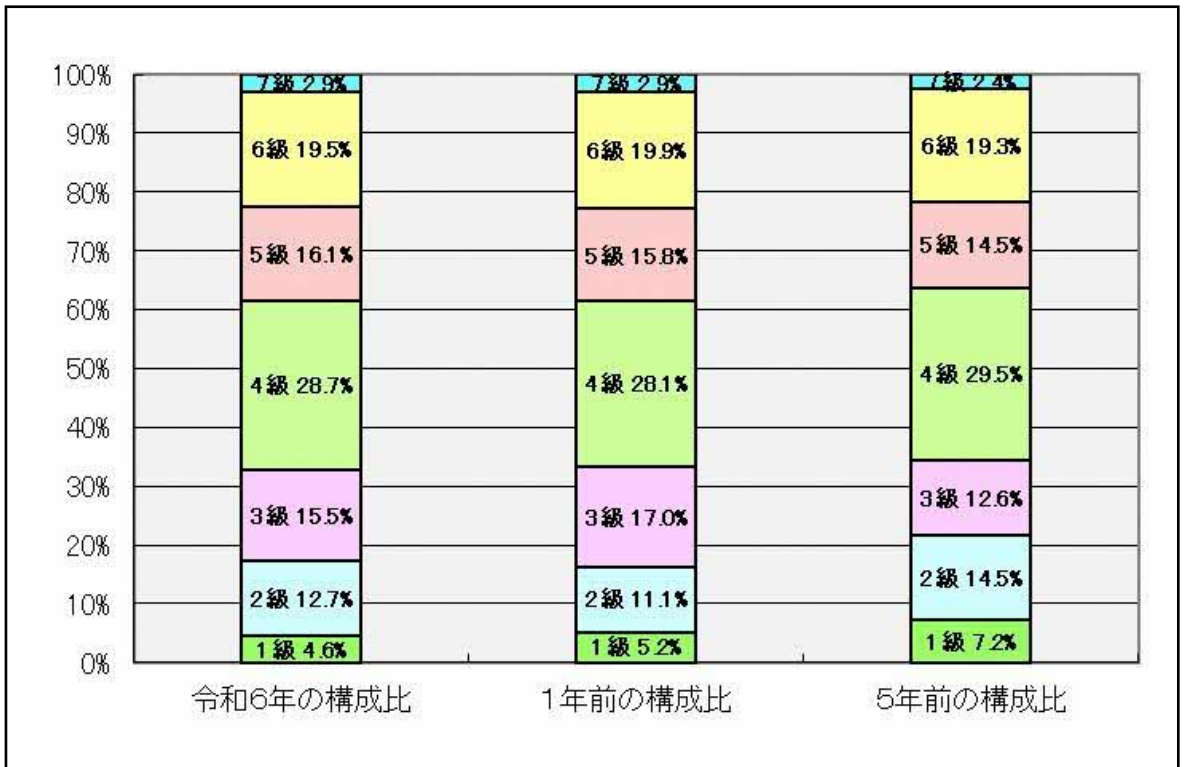
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

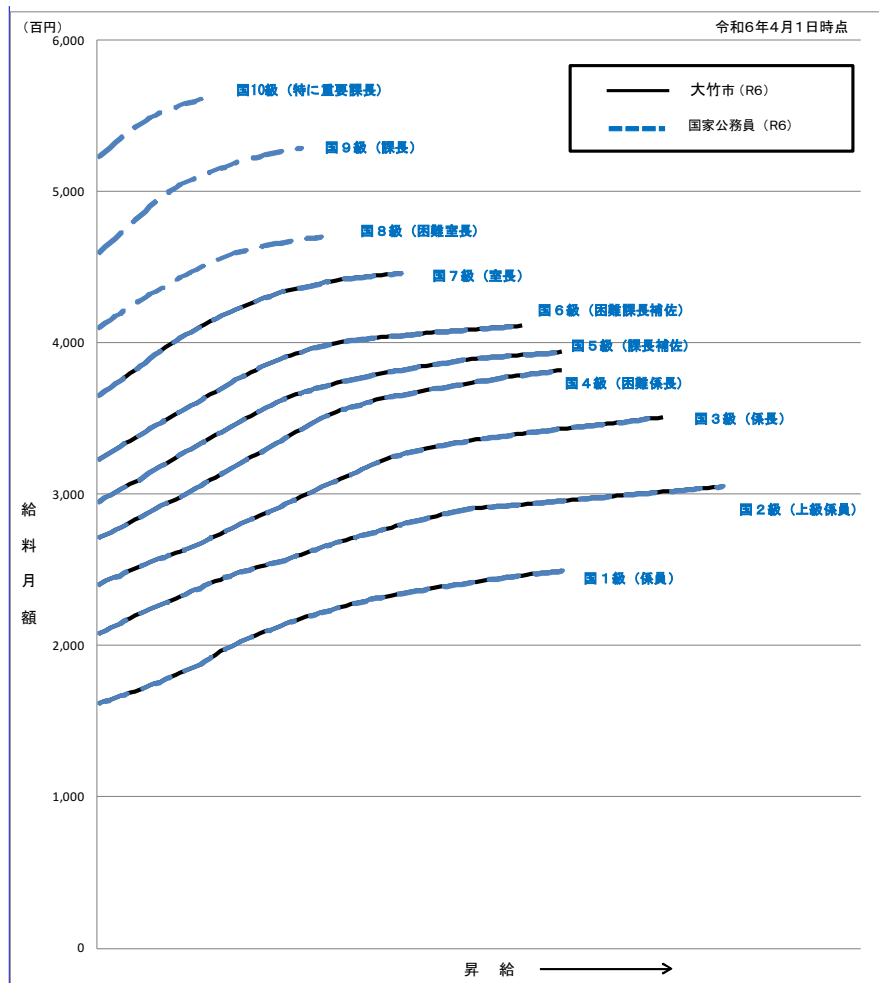
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長	5人	2.9%	365,500円	446,200円
6級	課長、主幹	34人	19.5%	323,100円	411,300円
5級	課長補佐	28人	16.1%	295,400円	394,000円
4級	係長、主査、主任	50人	28.7%	271,600円	382,000円
3級	副主任	27人	15.5%	240,900円	351,000円
2級	主任主事、主任技師	22人	12.7%	208,000円	305,200円
1級	主事、技師	8人	4.6%	162,100円	249,400円
計		174人	100.0%		

(注) 1 大竹市の給与条例に基づく一般職給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大竹市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 竹 市	広 島 県	国
1人当たりの平均支給額 (令和5年度) 1,666千円	1人当たりの平均支給額 (令和5年度) 1,563千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分) (0.975月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大竹市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

大 竹 市			国		
※国と同じ （支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定退職・ 定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算			（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
（1人当たり平均支給額） 21,664千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度から令和5年度までに退職した職員(自己都合除く。)に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			2,296千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			327,930円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	1人	20%
広島市	10%	4人	10%
廿日市市	3%	2人	3%

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)			1,287千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)			26,255円	
職員全体に占める手当支給職員の割合			17.1%	
手当種類 (手当数)			5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	対象職員に対する支給単価
滞納処分事務に従事する職員の特殊勤務手当	市税等の滞納処分事務に従事する職員	差押事務等に従事したとき	6千円	・物件等の差押 1戸につき100円 ・差押物件の引揚 1戸につき200円
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業に従事する職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	0千円	作業1日につき 1,000円
		新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事したとき	28千円	作業1日につき 3,000円 (接触又は長時間の場合4,000円)
行旅死亡人等取扱職員の特殊勤務手当	行旅死亡人の収容の作業に従事した職員	死体の処理に従事したとき	0千円	死体の処理1件につき1,500円 (変死等の場合1件につき4,000円又は6,000円)
消防職員の特殊勤務手当	消防業務に従事する職員	救急出動等に従事した職員	1,013千円	水・火災、救急、救助出動1件につき 200円
社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉事務所の職員のうち現業を行う又は直接その指導を行う職員	常時生活保護に関する業務に従事した職員	240千円	1月につき5,000円 (再任用短時間勤務職員は1月につき4,000円)

(注) 特殊勤務手当については、平成15年度に大幅な見直しを行い、一部を除き、原則月額で支給していた手当を廃止しました。新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事したときに支給していた手当については、令和5年5月8日に廃止しました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	93,571千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	433千円
支給実績 (令和4年度決算)	101,863千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	451千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者：6,500円、子：10,000円、父母等：6,500円 満16歳の年度始めから満22歳の年度末まで(特定期間)の子 5,500円加算	異	特定期間の子の加算 5,000円	36,783千円	274,504円
住居手当	借家：最高限度28,000円 (※持家は平成25年度をもって廃止)	同		16,358千円	277,248円
通勤手当	・交通機関を利用する職員 (片道2km以上) 月額 55,000円以下 ・交通用具を利用する職員 (片道2km以上) (自動車等) 通勤距離に応じ2,400円～21,800円 (自転車) 通勤距離に応じ2,000円～3,000円	異	交通用具を利用する職員 (片道2km以上) (自動車等) 通勤距離に応じ2,000円～31,600円	19,368千円	86,464円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 部長等：給料月額×13% 課長等：給料月額×11% 主幹・保育所長等 給料月額×9%	異	(俸給の特別調整額) 俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区別に定められた額 (例) 本省の課長 130,300円 本省の室長 94,000円 府県単位機関の部長 72,700円	29,055千円	509,729円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 時間外単価×135/100 ×時間数	同		時間外勤務手当に含む	
単身赴任手当	異動等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とした場合 ・基礎額 30,000円 ・交通距離区分に応じ 8,000円～70,000円の加算	同		0千円	0円
夜間勤務手当	午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合 時間外単価×25/100 ×時間数	同		時間外勤務手当に含む	
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回につき4,400円	同		0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職にある者が、平日深夜、休日等に臨時・緊急の必要等により、やむを得ず勤務した場合 2,000円～8,000円/回	異	俸給の特別調整額の区分、勤務時間に応じ 3,000円～ 18,000円/回	22千円	4,400円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等				
		(参考) 類似団体における最高／最低額 (令和5年4月1日現在)				
給 料	市 長	860,000 円	980,000 円 / 382,500 円			
	副 市 長	700,000 円	794,000 円 / 512,000 円			
	教 育 長	620,000 円	—			
報 酬	議 長	473,000 円	600,000 円 / 327,000 円			
	副 議 長	422,000 円	540,000 円 / 279,000 円			
	議 員	370,000 円	500,000 円 / 259,000 円			
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)				
	副 市 長				6 月期	2.225 月分
教 育 長	12 月期				2.225 月分	
		計	4.45 月分			
	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長				6 月期	2.225 月分
	議 員				12 月期	2.225 月分
		計	4.45 月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 市 長	給料月額×支給率(5.0)×年数	17,200,000 円	任期ごと		
	教 育 長	給料月額×支給率(3.0)×年数	8,400,000 円	任期ごと		
		給料月額×支給率(2.5)×年数	4,650,000 円	任期ごと		

(注) 1 期末手当の算定基礎額には、加算措置 20%が含まれます。

2 退職手当の「1期の手当額」は市長及び副市長が1期4年、教育長が1期3年勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

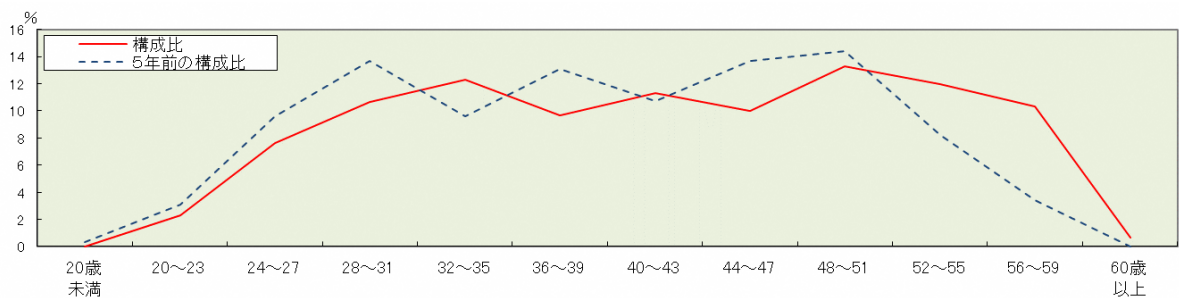
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

（単位：人）

部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	△ 2	・職員配置の見直しに伴う減 ・職員配置の見直しに伴う増
		総務・企画	66	64		
		税 務	15	15		
		農林水産	5	5		
		商 工	5	5		
		民 生	57	57	1	
衛 生		18	19	1		
土 木	31	32	1			
	計	202	202		<参考> 人口1万当たり職員数 78.47 人	
	教 育	21	22	1	・育児休業者の異動に伴う増	
	消 防	45	48	3	・欠員補充による増	
	小 計	268	272	4	<参考> 人口1万当たり職員数 105.67 人	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水 道	8	9	1	・職員配置の見直しに伴う増
		下 水 道	6	6		
		そ の 他	14	14		
		小 計	28	29	1	
合 計			296	301	5	<参考> 人口1万当たり職員数 116.93 人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除いています。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	7	23	32	37	29	34	30	40	36	31	2	301

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	元	2	3	4	5	6	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	191	191	196	196	202	202	11 (5.4%)
教 育	22	22	22	24	21	22	—
消 防	47	46	47	47	45	48	1 (2.1%)
普通会計計	260	259	265	267	268	272	12 (4.4%)
公営企業等 会計計	31	30	30	29	28	29	△2 (△ 6.9%)
総合計	291	289	295	296	296	301	11 (3.7%)

(注) 各年における定員管理調査において総務省に報告した部門別職員数です。

(4) 職員の採用状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：人)

職 種	受験者数	採用者数			国・県等 他の団体 からの採用 (割愛)者数	令和5年度 計
		男性	女性	計		
一般事務職	66	3	—	3	—	6
土木技術職	11	1	—	1	—	1
管理栄養士職	13	—	1	1	—	—
保育士職	7	—	1	1	—	—
計	97	4	2	6	—	7

(5) 職員の退職等の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：人)

区 分	人 数	前年度人数
定年退職	1	—
勸奨退職	—	—
普通退職	2	6
分限免職	—	—
懲戒免職	—	—
失 職	—	—
死亡退職	1	—
計	4	6

(注) 1 定年退職： 地方公務員法(以下「地公法」という。)第28条の2第1項の規定により離職すること。また、地公法第28条の3第1項の規定により

- 勤務が延長され、その後離職する場合も含まれます。
- 2 勸奨退職： 任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職することです。
- 3 普通退職： 自己都合により退職することです。(割愛職員を含みます。)
- 4 失 職： 職員が法定の欠格条項(地公法第16条各号(第3号を除く。))に該当する場合で行政処分によることなく当然に失職するものに該当し離職することです。

(6) 退職者(管理又は監督職員)の再就職状況(令和5年度)

(単位：人)

公益法人等	営利企業	合計
—	—	—

7 職員の人事評価の状況

目 的	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、市民サービスの向上に資することを目的として実施する。
人事評価の内容	「能力評価」及び「業績評価」の2本立てで実施する。 1 被評価者 常時勤務する一般職の職員、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員 2 評価者 職務遂行について被評価者を管理監督している職員とする。 3 実施方法 (1) 業績評価 職員が果たすべき職務をどの程度達成したのかを把握して評価する。 具体的な業務の目標、課題を年度当初に設定し、年度末にその達成度を評価するという目標管理型による評価方法により実施する。 (2) 能力評価 職員の職務上の行動等を通じて顕在化した能力を把握して評価する。 職務や職位に応じた評価項目を設け、どの程度の頻度でその項目に該当する行動が見られたかといった評価方法により実施する。 (3) 実施期間及び評価結果の反映 評価期間は、能力評価については4月～1月末、業績評価については、5月～1月末の評価期間を設け、自己評価、1次評価及び2次評価の3段階で評価を行い、評価結果は面談を通じて被評価者に開示する。評価結果については、人事管理の基礎として活用する。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況 (決算)

区 分	総 費 用 (A)	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 (B)	総費用に占め る職員給与費 比率 (B/A)	(参考) 令和4年度の総 費用に占める 職員給与費比 率
令和 5年度	千円 508,890	千円 1,339	千円 38,282	% 7.5	% 7.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和 5年度	人 9	千円 36,447	千円 5,554	千円 16,696	千円 58,697	千円 6,522

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与額は含まれていません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大竹市 (一般行政職)	43.3歳	345,729円	478,750円
水道事業	47.7歳	351,973円	492,066円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額は、基本給に期末・勤勉手当を含んだものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		大竹市 (一般行政職等)	
1人当たりの平均支給額 (令和5年度) 1,855千円		1人当たりの平均支給額 (令和5年度) 1,666千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	期末手当	期末手当	勤勉手当
※大竹市と同じ		2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)
(加算措置の状況) ※大竹市と同じ		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

水道事業	大竹市(一般行政職等)		
(支給率) ※大竹市と同じ	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
(その他の加算措置) ※大竹市と同じ	(その他の加算措置)	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		17千円		
支給職員1人当たり平均支給年額		1,889円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		100.0%		
手当種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	対象職員に対する支給単価
上下水道局職員の非常招集手当	勤務時間外又は休日等に非常招集により勤務した職員	水道管の破裂等により非常招集した職員	17千円	1回1,000円 (午後10時~午前5時) 1回1,500円

(注) 特殊勤務手当については、平成15年度に大幅な見直しを行い、原則月額で支給していた手当（企業職手当等の特殊勤務手当）を廃止しました。

エ 時間外勤務手当

支給実績	(令和5年度決算)	1,873千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	208千円
支給実績	(令和4年度決算)	854千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	171千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含みます。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	※大竹市公表内容と同じ（P8）			1,566千円	261,000円
住居手当				417千円	28,000円
通勤手当				602千円	86,057円
管理職手当				1,075千円	537,537円
休日勤務手当				時間外勤務手当に含む	

単身赴任手当		0千円	0円
夜間勤務手当		時間外勤務手当に含む	
宿日直手当		0千円	0円
管理職員特別勤務手当		0千円	0円

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費 比率 (B/A)	(参考) 令和4年度の総 費用に占める 職員給与費比 率
令和 5年度	千円 392,239	千円 114,274	千円 15,033	% 3.8	% 3.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 (B)	
令和 5年度	人 2	千円 9,910	千円 940	千円 4,183	千円 15,033	千円 7,517

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与額は含まれていません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大竹市 (一般行政職)	43.3歳	345,729円	478,750円
工業用水道事業	55.0歳	412,900円	587,178円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額は、基本給に期末・勤勉手当を含んだものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		大竹市(一般行政職等)	
1人当たりの平均支給額(令和5年度) 2,091千円		1人当たりの平均支給額(令和5年度) 1,666千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	期末手当	期末手当	勤勉手当
※大竹市と同じ		2.45月分	2.05月分

	(1.375 月分)	(0.975 月分)
(加算措置の状況) ※大竹市と同じ	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (令和6年4月1日現在)

工業用水道事業	大竹市(一般行政職等)	
(支給率) ※大竹市と同じ	(支給率)	自己都合 勸奨・定年
	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分 33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
	最高限度額	47.709 月分 47.709 月分
(その他の加算措置) ※大竹市と同じ	(その他の加算措置)	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算

ウ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)	30 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	1,500 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	100.0%
手当種類 (手当数)	1 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	対象職員に対する支給単価
上下水道局職員の非常招集手当	勤務時間外又は休日等に非常招集により勤務した職員	水道管の破裂等により非常招集した職員	30 千円	1回1,000 円 (午後10時~午前5時) 1回1,500 円)

(注) 特殊勤務手当については、平成15年度に大幅な見直しを行い、原則月額で支給していた手当(企業職手当等の特殊勤務手当)を廃止しました。

エ 時間外勤務手当

支給実績	(令和5年度決算)	139 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	139 千円
支給実績	(令和4年度決算)	140 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	140 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含みます。

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	※大竹市公表内容と同じ（P8）			0 千円	0 円
住 居 手 当				0 千円	0 円
通 勤 手 当				119 千円	118,800 円
管 理 職 手 当				679 千円	679,458 円
休 日 勤 務 手 当				時間外勤務手当に含む	
単 身 赴 任 手 当				0 千円	0 円
夜 間 勤 務 手 当				時間外勤務手当に含む	
宿 日 直 手 当				0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当				0 千円	0 円

(3) 公共下水道事業

①職員給与費の状況（決算）

区 分	総 費 用 (A)	純 損 益 又 は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 (B)	総費用に占める 職員給与費 比率 (B/A)	(参考) 令和4年度の総 費用に占める 職員給与費比 率
令和 5年度	千円 868,872	千円 118,730	千円 17,272	% 1.9	% 2.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 (B)	
令和 5年度	人 6	千円 22,685	千円 3,556	千円 12,186	千円 38,427	千円 6,405

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与額は含まれていません。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大竹市 (一般行政職)	43.3 歳	345,729 円	478,750 円
公共下水道事業	46.3 歳	315,063 円	495,419 円

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額は、基本給に期末・勤勉手当を含んだものです。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	大竹市(一般行政職等)
1人当たりの平均支給額(令和5年度) 1,728千円	1人当たりの平均支給額(令和5年度) 1,666千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 ※大竹市と同じ	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375月分)(0.975分)
(加算措置の状況) ※大竹市と同じ	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

下水道事業	大竹市(一般行政職等)
(支給率) ※大竹市と同じ	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分
(その他の加算措置) ※大竹市と同じ	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2%~20%加算

ウ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	12千円			
支給職員1人当たり平均支給年額	2,000円			
職員全体に占める手当支給職員の割合	100.0%			
手当種類(手当数)	2種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和5年度決算)	対象職員に対する支給単価
上下水道局職員の非常招集手当	勤務時間外又は休日等に非常招集により勤務した職員	水道管の破裂、その他重大な事故が発生したとき	12千円	1回1,000円 (午後10時~午前5時 1回1,500円)
滞納処分事務手当	滞納処分事務に従事した職員	公共下水道使用料等	0千円	物件等の差押えは滞納一戸につき100円 差押物件の引揚は一戸につき200円

(注) 特殊勤務手当については、平成15年度に大幅な見直しを行い、原則月額で支給していた手当(中継ポンプ場等ポンプ操作従事手当等の特殊勤務手当)を廃止しました。

エ 時間外勤務手当

支給実績	(令和5年度決算)	782千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	196千円
支給実績	(令和4年度決算)	4,428千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和4年度決算)	687千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当及び夜間勤務手当を含みます。

オ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	※大竹市公表内容と同じ(P8)			800千円	200,000円
住居手当				630千円	315,000円
通勤手当				456千円	91,200円
管理職手当				874千円	436,995円
休日勤務手当				時間外勤務手当に含む	
単身赴任手当				0千円	0円
夜間勤務手当				時間外勤務手当に含む	
宿日直手当				0千円	0円
管理職員特別勤務手当				0千円	0円

9 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間 (一般職の標準的なものを記入) (令和6年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時	

(注) 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しています。

(2) 年次有給休暇の取得状況 (令和5年度)

職員一人当たりの平均取得日数	取得率
14.9日	74.5%

(注) 1 取得日数については、勤務条件等に関する調査要領によるものであり、調査対象は、非現業の一般職に属する職員 (臨時又は非常勤の職員を除く。)のうち市長部局に勤務する職員 (交替制勤務職員を除く。) です。

2 取得率 = 平均取得日数 ÷ 20日

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（令和5年度）

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの月平均 時間外・休日勤務時間数
38,271 時間	18.77 時間

- (注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数です。
 2 「職員一人当たりの月平均時間外・休日勤務時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を、実際に手当を支給した延べ人数（管理職を除く。）で除したものです。

(4) 特別休暇等の状況（令和6年4月1日現在）

区分	休暇の種類・内容	付与日数・期間等
病気休暇	・職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間（有給、90日以内）
特別休暇	・選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	・証人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	・所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	必要と認められる期間
	・骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間
	・自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合（ボランティア休暇）	1年度において5日の範囲内の期間
	・結婚する場合	8日以内（週休日、休日及び代休日を除く。）で必要と認められる期間
	・職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
	・職員が妊娠4月以内において、妊娠に起因する障害（つわり又は悪阻）により勤務することが困難と認められる場合（妊娠障害休暇）	14日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
	・妊娠中又は出産の日後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合（母子保健検診休暇）	妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週（第10月）から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
・妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合（通勤緩和休暇）	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間	

特別休暇	・女子職員の出産（産前休暇・産後休暇）	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	・女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間
	・生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
	・職員の妻が出産する場合（出産支援休暇）	市長が定める期間内における2日の範囲内の期間
	・職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間
	・配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により一定期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護や世話をを行う職員が、当該介護等を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
	・中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合（子の看護休暇）	1年度において5日（養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日の範囲内の期間）
	・職員の親族が死亡した場合（忌引）	親族に応じ必要と認める範囲内の期間（配偶者の場合10日）
	・職員が父母、配偶者及び子供の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
特別休暇	・職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合（夏季休暇）	7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
	・災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間
	・災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
	・災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通遮断又は隔離のため勤務しないことが相当であると認められるとき	必要と認められる期間
	・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による健康診断を受ける場合	必要と認められる期間
	・職員団体の活動への従事	1年度において30日を超えない期間（無給）
組合休暇	・職員団体の活動への従事	1年度において30日を超えない期間（無給）

介護休暇	・配偶者等の介護をする場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内の期間（無給）
介護時間	・配偶者等の介護をする場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間以内の期間（無給）
リフレッシュ休暇	・職員の健康保持及び元気回復を図るための厚生計画（各年度4月1日現在で満40歳又は満50歳の職員が対象）	3日以内（有給）

(注) 「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

10 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況（令和5年度）

（単位：人）

区 分	育児休業の取得者数	部分休業の取得者数
男性	7	1
女性	5	5
計	12	6

(注) 1 取得者数は、年度内に新規取得した人数です。

2 部分休業とは、子が小学校就学の始期に達するまで1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことができる制度です。部分休業の時間については給与が減額されます。

11 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
心身の故障の場合	—	—	2	—	2
計	—	—	2	—	2

(注) 当該年度において休職処分に付された者及び前年度以前から引き続いて休職状態にあり、当該年度において休職期間が更新された者の実数です。

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

12 職員のサービスの状況

営利企業等の従事許可の状況（令和5年度）

区 分	人（件）	備 考
許可人数（または許可件数）	5（5）	福山リサイクル発電株式会社 監査役ほか

（注） 営利企業等の従事許可の状況とは、任命権者の許可を受けて営利企業の役員等に就任・従事すること若しくは自ら営利を目的とする企業を営むこと、又は報酬を得て事務・事業に従事することをいいます。

13 職員の研修の状況

職員の研修の実施状況（令和5年度）

（単位：人）

機関別研修	本年度参加者数	前年度参加者数	備 考
広島県自治総合研修センター	42	54	
その他研修機関等への派遣研修	13	13	
独自研修	408	178	
計	463	254	

（注） 1 消防専門研修は、含んでいません。

2 令和5年度は独自研修として、人事評価研修、風通しの良い職場づくり研修及びあすチャレ!Academy研修を実施しました。

14 職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）安全衛生管理体制（令和5年度）

安全衛生委員会	
統括管理する者	1名
衛生管理者	2名
安全衛生推進者	1名
産業医	1名
市長指名	1名
職員団体推薦	5名

（2）職員の福利厚生事業の状況（令和5年度）

事業名	内 容
義務的健康診断事業	一般定期健康診断、特定・有害業務従事職員特殊健康診断
メンタルヘルス対策事業	ストレスチェックの実施
職員互助会補助事業	職員互助会が実施する職員の保健・元気回復に関する事業に対する補助（職員福利厚生事業）

(3) 公務災害の認定状況（令和5年度）

（単位：件）

区 分	市長部局等	教育委員会	消防本部	上下水道局	計
公務災害	—	—	2	—	2
通勤災害	—	—	—	—	—
計	—	—	2	—	—

15 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和5年度）

該当なし